

(別 紙)

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(1) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書 (省 略)	(1) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書 (同 左)
(2) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書 (省 略)	(2) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書 (同 左)
(3) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書 (省 略)	(3) 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書 (同 左)
<u>(4) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び 65 万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受ける旨の届出書</u> <u>保存義務者が重加算税の加重措置の不適用の特例（法第 8 条第 5 項（重加算税の加重措置）の規定の適用が不適用とされる特例をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする場合に規則第 5 条第 6 項の規定に基づき所轄税務署長に提出する届出書の様式は、第 4 号様式「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び 65 万円の青色申告特別控除（個人事業者）の適用を受ける旨の届出書」とする。</u>	(新設)
<u>(5) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び 65 万円の青色申告特別控除（個人事業者）の適用の取りやめの届出書</u> <u>保存義務者が、重加算税の加重措置の不適用の特例の適用をやめようとする場合に規則第 5 条第 7 項の規定に基づき所轄税務署長に</u>	(新設)

提出する届出書の様式は、第5号様式「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び65万円の青色申告特別控除（個人事業者）の適用の取りやめの届出書」とする。

(6) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例の届出の変更届出書

保存義務者が、重加算税の加重措置の不適用の特例の適用を受けるとして規則第5条第6項の規定に基づき所轄税務署長に提出した届出書に記載した事項の変更をしようとする場合に同条第8項の規定に基づき所轄税務署長に提出する届出書の様式は、第6号様式「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例の届出の変更届出書」とする。

(7) 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類）

保存義務者が、法第4条第3項の規定により国税関係書類（以下「書類」という。）に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えられている場合におけるその書類と同一の種類の書類又は旧法第4条第3項の承認を受けている書類と同一の種類の書類のうち、その基準日前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。）の電磁的記録によるスキャナ保存をする場合に、規則第2条第9項の規定に基づき所轄税務署長等に提出する届出書の様式は、第7号様式「国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類）」とする。

(8) 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

保存義務者が、旧法第4条の承認を受けている国税関係帳簿書類について、旧法第5条第3項の承認を受けようとする場合に、旧法第9条において準用する旧法第6条第1項又は第2項の規定に基づき所轄税務署長等に提出する申請書の様式は、第8号様式「国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」とする。

(新設)

(4) 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類）

保存義務者が、法第4条第3項の規定により国税関係書類（以下「書類」という。）に係る電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えられている場合におけるその書類と同一の種類の書類又は旧法第4条第3項の承認を受けている書類と同一の種類の書類のうち、その基準日前に作成又は受領をした書類（一般書類を除く。）の電磁的記録によるスキャナ保存をする場合に、規則第2条第9項の規定に基づき所轄税務署長等に提出する届出書の様式は、第4号様式「国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類）」とする。

(5) 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

保存義務者が、旧法第4条の承認を受けている国税関係帳簿書類について、旧法第5条第3項の承認を受けようとする場合に、旧法第9条において準用する旧法第6条第1項又は第2項の規定に基づき所轄税務署長等に提出する申請書の様式は、第5号様式「国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」とする。

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書 (様式省略)	国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書 (同 左)
「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」の記載要領 (省 略)	「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」の記載要領 (同 左)
国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書 (様式省略)	国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書 (同 左)
「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」の記載要領 (省 略)	「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」の記載要領 (同 左)
国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書 (様式省略)	国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書 (同 左)
「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」の記載要領 (省 略)	「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書及び国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」の記載要領 (同 左)

(新設)

年月日提出						
所轄外提出先			税務署長	提出理由		
提出先	F01			税務署長 法人番号	F02	
フリガナ	F03			フリガナ	H06	
名称又は屋号	F04			氏名又は代表者氏名	H07	
住所又は居所 【法人】 本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
【法人】 代表者住所等	住所地等	F06				
【法人】 代表者住所等	代表者電話番号	H09	— —			
	住所地等	H08				
電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び65万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受ける旨の届出書						
電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び65万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受けたいので、規則第5条第6項及び消規則第27条の2第4項の規定により届出書を提出します。						
(※)個人事業者が65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、「所得税の青色申告承認申請書」を提出する必要があります(既に提出している場合は除きます。)。						
1 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用する特定電子計算機処理システム(ソフトウェア)の概要及びその特定電子計算機処理システム(ソフトウェア)を事業の用に供した日						
(1) 市販のソフトウェア (複数のソフトウェアを組み合わせて適用を受けようとする場合、全てのソフトウェアを記載する。)						
事業供用日		メーカー名		商品名		JIIIMA認定の有無
元号	年	月	日	E01	E02	G01
N01						
N02				E03	E04	G02
N03				E05	E06	G03
N04				E07	E08	G04
(2) 市販のソフトウェア以外(自己開発又は委託開発)						
事業供用日		自己開発・委託開発		委託開発の場合は委託先		
元号	年	月	日	G05	E09	
N05						
2 上記1以外の参考となる事項						
税理士署名	R01					
税務署整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例
及び65万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受ける旨の届出書」の記載要領

(新設)

この届出書は、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録に記録された事項に關し期限後申告等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」といいます。）第8条第5項（（重加算税の加重措置）及び消費税法第59条の2第1項（（電磁的記録に記録された事項に關する重加算税の特例）の規定の不適用の特例並びに所得税の65万円の青色申告特別控除の適用を受けようとする場合に使用してください。

本規定の適用を受けようとする場合、その電磁的記録が特定電磁的記録であつて、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に關する法律施行規則（以下「電子帳簿保存法規則」といいます。）第5条第5項（（特定電磁的記録の保存要件）の要件を満たして保存している必要があります。

なお、電子帳簿保存法規則第5条第5項の要件を満たすためには、国税庁長官の定める基準に適合したシステムを使用する必要があります。

- (注) 1 上記の特定電磁的記録については、電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限ります。
- 2 上記の「国税庁長官の定める基準に適合したシステム」とは、次の表のいずれかの電磁的記録で特定電磁的記録に該当するものを、電子帳簿保存法規則第5条第5項各号に掲げる要件を満たして保存することができる機能を有したシステムをいいます。

電磁的記録の種類
消費税法第30条第9項第三号に規定する仕入明細書又は同法第57条の4第1項に規定する適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従つて提供された電子取引の取引情報に係る電磁的記録 ※ デジタル庁が管理する仕様に従つて送受信されたデジタルインボイス（Standard Invoice JP-PINT）又は「JP Self-Billing」をいいます。
金融機関等（預金保険法第2条第1項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいいます。）のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、当該金融機関等が行う当該預金口座又は貯金口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録 ※ 金融機関等の預貯金口座における決済データをいいます。

- 3 個人事業者の場合、電子帳簿保存法第8条第5項及び消費税法第59条の2第1項の規定の不適用の特例は令和8年分の所得税及び消費税から、所得税の65万円の青色申告特別控除は令和9年分の所得税から適用が開始されますのでご留意ください。

1 届出期限

本規定の適用を受けようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長に提出してください。なお、適用を受けようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税に係る法定申告期限までに、この届出書を所轄税務署長に提出した場合には、あらかじめ、届出書を提出したものと取り扱います。

2 提出先

- (1) 届出者が本規定の適用を受けようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長
(2) 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たつて便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めたとき 当該所轄外税務署長

3 提出部数

この届出書は、1部提出してください。
なお、本規定の適用を受けようとする特定電磁的記録が国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている法人の法人税及び消費税に係る電磁的記録に該当する場合は2部提出してください。

4 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
-	提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
1	(1) 市販のソフトウェア	<p>「J I I M A認証の有無」の欄には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェアがJ I I M A認証を受けている場合は「1」、受けていない場合は「2」と記載してください。</p> <p>※ この届出書には、電子帳簿保存法規則第5条第5項の要件を満たすために使用しているシステムを全て記載する必要があります。したがって、例えば、P e p p o l インボイスに対応した電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）が1つのシステムになっておらず、発行の機能と受領の機能が別々のシステムとなっていた場合には、それらを全て記載してください。</p> <p>同様に、例えば、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（証憑管理ソフト等）と国税関係帳簿を作成するシステム（帳簿作成ソフト等）が別々の場合には、それらを全て記載してください。</p>
2	(2) 市販のソフトウェア以外 (自己開発又は委託開発)	「自己開発・委託開発」の欄には、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェアが自己開発である場合は「1」、委託開発の場合は「2」と記載してください。 なお、委託開発の場合は、「委託開発の場合は委託先」の欄に、その委託先を記載してください。
2	上記1以外の参考となる事項	上記1以外に参考となる事項があれば記載してください。

(新設)

				様式ID	NTAITEZ131010010	★
電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例 及び65万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用の取りやめの届出書						
年　月　日 提出						
所轄外 提出先			税務署長	提出理由		
提出先	F01			税務署長	【個人】 フリガナ (登記) K03	
法人番号	F02			【個人】 屋号	K04	
フリガナ	F03			【法人】 フリガナ (代表者氏名)	H06	
氏名又は 名称	F04			【法人】 代表者氏名	H07	
住所又は居所 【法人】 本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	— —
住所地等	F06					
【法人】 代表者住所	H08			代表者 電話番号	H09	— —
電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び65万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を取りやめます ので、規則第5条第7項の規定及び消費規則第27条の2第5項により届出書を提出します。						
・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日：_____年_____月_____日						
その他参考となる事項						
税理士署名	R01					
税務署 整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦) 年	月	日	備考

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例
及び65万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用の取りやめの届出書」の記載要領

(新設)

この届出書は、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第8条第5項（（重加算税の加重措置）及び消費税法第59条の2第1項（（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例））の規定の不適用の特例並びに所得税の65万円の青色申告特別控除の適用をやめようとして、税務署長にその旨を届け出る場合に使用してください。

1 届出期限

本規定の適用をやめようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長に提出してください。

2 提出先

- (1) 届出者が本規定の適用をやめようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長
(2) 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めたとき 当該所轄外税務署長

3 提出部数

この届出書は、1部提出してください。

なお、本規定の適用を受けようとする特定電磁的記録が国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている法人の法人税及び消費税に係る電磁的記録に該当する場合は2部提出してください。

4 各欄の記載要領

欄	記載要領
提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日	本規定の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。 ※ この届出書を提出した日の属する年分以後の年分については、既に提出された上記の特例の適用を受ける旨の届出書は、その効力を失い、本規定の適用を受けることはできません。
その他参考となる事項	本規定の適用をやめようとする理由、その他参考となる事項があれば記載してください。

様式ID	NTAITEZ141010010			
電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る 重加算税の加重措置の不適用の特例の届出の変更届出書				
年　月　日 提出				
所轄外 提出先			税務署長	提出理由
提出先	F01		税務署長	【個人】フリガナ (既号) K03
法人番号	F02			【個人】 屋号 K04
フリガナ	F03			【法人】 (代表者氏名) H06
氏名又は 名称	F04			【法人】 代表者氏名 H07
住所又は居所 【法人】 本店又は主たる 事務所の所在地	郵便番号	F05	—	電話番号 F07 — —
住所地等	F06			
【法人】 代表者住所	H08		代表者 電話番号	H09 — —
電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例の適用に関して、次の事項を変更することとしたので、規則第5条第8項及び消規則第27条の2第6項の規定により届出書を提出します。				
・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日：_____年_____月_____日				
1 変更しようとする事項及び変更の内容（新たな特定電子計算機処理システム（ソフトウェア）の導入）				
(1) 市販のソフトウェア（複数のソフトウェアを組み合わせて適用を受けようとする場合、全てのソフトウェアを記載する。）				
変更事項		新たなソフトウェアに係る情報		
新たなソフトウェアの導入		メーカー名	商品名	JIIIMA認証の有無
(2) 市販のソフトウェア以外（自己開発又は委託開発）				
変更事項		自己開発・委託開発	委託開発の場合は委託先	
新たなソフトウェアの開発				
2 変更しようとする事項及び変更の内容（新たな特定電子計算機処理システム（ソフトウェア）の導入以外）				
変更事項		変更内容		
3 その他参考となる事項				
税理士署名	R01			
税務署 整理機	通信日付印 の年月日	F12	(西暦) 年 月 日	備考

(新設)

**「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る
重加算税の加重措置の不適用の特例の届出の変更届出書」の記載要領**

この届出書は、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があつた場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第8条第5項（（重加算税の加重措置））及び消費税法第59条の2第1項（（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例））の規定の不適用の特例の適用を受ける旨の届出書に記載した事項の変更をしようとして、税務署長にその旨を届け出る場合に使用してください。

(新設)

1 届出期限

届出書に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ所轄税務署長に提出してください。

2 提出先

- (1) 届出者が本規定の適用を受けている所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長
(2) 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めたとき 当該所轄外税務署長

3 提出部数

この届出書は、1部提出してください。

なお、本規定の適用を受けようとする特定電磁的記録が国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている法人の法人税及び消費税に係る電磁的記録に該当する場合は2部提出してください。

4 各欄の記載要領

項目	欄	記載要領
-	提出理由	この届出について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
	特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日	本規定の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。
1	(1) 市販のソフトウェア（複数のソフトウェアを組み合わせて適用を受けようとする場合、全てのソフトウェアを記載する。）	「J I IMA認証の有無」の欄には、新たに導入する電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェアがJ I IMA認証を受けている場合は「1」、受けていなければ「2」と記載してください。 ※ この届出書には、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第5項の要件を満たすために使用しているシステムを全て記載する必要があります。したがって、例えば、P e p p o l インボイスに対応した電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（記録管理ソフト等）が1つのシステムになっておらず、発行の機能と受領の機能が別々のシステムとなっていた場合には、それらを全て記載する必要があります。 同様に、例えば、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するシステム（記録管理ソフト等）と国税関係帳簿を作成するシステム（帳簿作成ソフト等）が別々の場合には、それらを全て記載する必要があります。
	(2) 市販のソフトウェア以外（自己開発又は委託開発）	「自己開発・委託開発」の欄には、新たに開発する電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に使用するソフトウェア自己開発である場合は「1」、委託開発の場合は「2」と記載してください。 なお、委託開発である場合は、「委託開発の場合は委託先」の欄に、その委託先を記載してください。
2	変更しようとする事項及び変更の内容（新たな特定電子計算機処理システム（ソフトウェア）の導入以外）	本規定の適用を受ける旨の届出書に記載した事項について、上記1以外の変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。
3	その他参考となる事項	その他参考となる事項があれば記載してください。

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類） (様式省略)	国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類） (同 左)
「国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類）」の記載要領 (省 略)	「国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書（過去分重要書類）」の記載要領 (同 左)
国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書 (様式省略)	国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書 (同 左)
「国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」の記載要領 (省 略)	「国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」の記載要領 (同 左)